3年 組 番

※1初期荘園…10世紀以降、律令制度の衰退とともに消滅

「荘園」発生のプロセス 2寄進地系荘園の発生

- ①中下級貴族・大名田堵・地方豪族が土地開発(開墾)…3開発 領主(4在地 領主)
- ②現地の政治を一任されている5国司との対立…税負担など
- ③中央の権力者(貴族・皇族・寺社)に6寄進 する(収益の一部を供与する契約を結ぶ)
 - ・寄進が行われると墾田は7<mark>荘園</mark> 、開発(在地)領主は8<mark>荘官</mark> =役人(≠領主)となる。
 - ・法的には、寄進を受けた側が領主(9荘園領主)になる。
 - ・現地での業務は荘官が行うが、立場も権限も弱い。

例:荘園領主は荘官を一方的に罷免できる。豊作不作で税率を調整するなどの権限も荘官にはない

- ・荘官の種類…上 ・ 中 ・ 10 10 11 下 ・ 11 下 ・ 12 公文・ 注 ・ 地頭・ 雑 掌 など 荘園 ・ 12 本 で ・ 注 ・ 地頭・ 雑 掌 など ・ 本 の 12 本 で ・ 注 ・ 地頭・ 雑 掌 など ・ 本 の 12 本 で ・ 対 ・ 地頭・ 雑 掌 など ・ 本 の 12 本 で ・ 対 ・ 地頭・ 雑 掌 など ・ 本 の 12 本 で ・ 対 ・ 地頭・ 雑 掌 など
- ④荘園領主は、さらに強い立場を得るため、より上級の貴族や有力な皇族に寄進する。
 - ・最初に寄進を受けた者を13<mark>領家</mark>、そこから寄進を受けた上級領主を14本家という。
 - ・両者がほぼ同時に成立する場合もある。また、実質的な支配権を持つ方を15本所 という。
- ※各々の地位は「職」と呼ばれる利権。個々に相続・売買された。<例> 本家職、領家職、預所職、下司職
- ※著名な荘園 〈例〉16 鹿子木荘 (17 肥後国)…11世紀に成立 寄進文書が有名

18<u>株田荘</u> (19<u>紀伊国</u>)…12世紀に寄進 絵図が現存 <u>境界(牓示)</u>などを描く 耕地だけでなく山川河海も含む₂₀領域型荘園

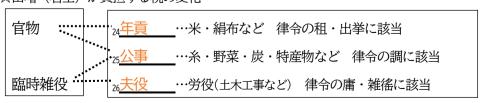
荘園の内部構造 ※農民層は公田とほぼ同じ

付近の(公田の)有力農民=21<u>田堵</u>が、一定期間、耕作と納税を請負う請け負った田を耕作する土地を22<mark>名</mark> (名田)という。

→請負の長期化により所有意識が生まれ、田堵は23名主 と呼ばれるようになっていく



☆田堵(名主)が負担する税の変化



※公領(公田)ならば、これらは郡司=在庁官人=地方豪族を通じて国司へ。さらに国へ。

荘園の特権化

荘園(墾田)=私有地であっても、墾田は21輸租…国へ納税義務あり

※かつて税は人頭税(庸調)中心で、土地(田)にかかる税=租は低率(3%)で大きな負担ではなかったが、 10世紀以降、税が土地課税に変わった(年貢)ため、負担は大きくなった。

- →荘園領主は、朝廷に免税特権=28<mark>不輸の権を要求認定される荘園は次第に増加</mark>
 - ・29 官省符荘 …30太政官符・31民部省符で認定(この手続きを32立券荘号という)
 - ・33国免荘 …国司が免判を発行した荘園 国司の任期中のみ免税
- →さらに34検田使 (国司が派遣する土地調査の役人)の立入拒否=35不入 の権も要求

荘園の増加・公田の減少

国司による国免荘の増加や、荘園領主や在地領主による公田の荘園化

- →朝廷は、36<mark>荘園整理令</mark> を発して、37不法な荘園や新規荘園を禁止
 - <例>38延喜の荘園整理令[902] 寛徳の荘園整理令[1045]
- →不徹底…30政権担当者の藤原摂関家が最大級の荘園領主

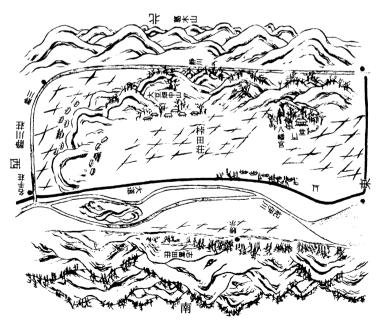
ただし、荘園の過剰な増加は彼らにとっても44俸給の減少を招くため、荘園の増加は

一定の範囲内(1割程度)にとどまった ※摂関家の収入は荘園よりも高位高官からの俸給と成功

正誤問題練習 誤文を一つ選べ。

〈大学入試センター2005年A追試験〉

- ① 荘域内には信仰・宗教にかかわる施設がある。
- ② 黒い丸印は、いずれも<u>灌漑用水の</u> 取り入れ口を示している。
- ③ 荘域の南部に「紀伊川」, 北部から 西部にかけて「静川」が流れている。
- ④ 荘域内の北部にある山のすそ、およ び東西に走る道沿いに民家がある。



紀伊国桛田荘絵図(模写図。一部改めたところがある。)

3年	組	番	
3年	がH.	A	

※1初期荘園…10世紀以降、律令制度の衰退とともに消滅

「荘園」発生のプロセス 2寄進地	系荘園の発生
------------------	--------

①中下級貴族・大名田堵・地方豪族が土地開発(開墾)…3_______ 領主(4______ 領主)

②現地の政治を一任されている5国司との対立…税負担など

③中央の権力者(貴族・皇族・寺社)に6 する(収益の一部を供与する契約を結ぶ)

- ·寄進が行われると墾田は7____、開発(在地)領主は8_____=役人(≠領主)となる。
- ・法的には、寄進を受けた側が領主(9荘園領主)になる。
- ・現地での業務は荘官が行うが、立場も権限も弱い。

例:荘園領主は荘官を一方的に罷免できる。豊作不作で税率を調整するなどの権限も荘官にはない

④荘園領主は、さらに強い立場を得るため、より上級の貴族や有力な皇族に寄進する。

- ・最初に寄進を受けた者を13____、そこから寄進を受けた上級領主を14____という。
- ・両者がほぼ同時に成立する場合もある。また、実質的な支配権を持つ方を15_____という。

※各々の地位は「職」と呼ばれる利権。個々に相続・売買された。<例> 本家職、領家職、預所職、下司職

※著名な荘園 <例>16_____(17]肥後国)…11世紀に成立 寄進文書が有名

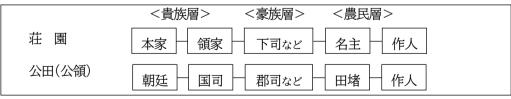
8_____(19<mark>紀伊国</mark>)…12世紀に寄進 絵図が現存 <u>境界(牓示)</u>などを描く

耕地だけでなく山川河海も含む20領域型荘園

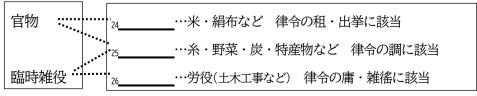
荘園の内部構造 ※農民層は公田とほぼ同じ

付近の(公田の)有力農民=21<u>田堵</u>が、一定期間、耕作と納税を請負う請け負った田を耕作する土地を22 (名田)という。

→請負の長期化により所有意識が生まれ、田堵は23_____と呼ばれるようになっていく



☆田堵(名主)が負担する税の変化



※公領(公田)ならば、これらは郡司=在庁官人=地方豪族を通じて国司へ。さらに国へ。

荘園の特権化

荘園(墾田)=私有地であっても、墾田は21輸租…国へ納税義務あり

※かつて税は人頭税(庸調)中心で、土地(田)にかかる税=租は低率(3%)で大きな負担ではなかったが、 10世紀以降、税が土地課税に変わった(年貢)ため、負担は大きくなった。

→荘園領主は、	朝廷に免税特権=28	の権を要求	認定される荘園	は次第に増加
• 29	30 <u>太政官符</u> ・31 <u></u>	民部省符で認定(こ	この手続きを32 <u>立券</u>	<u>荘号</u> という)
• 33	国司が免判を発行	した荘園 国司の	任期中のみ免税	
→さらに 24	(国司が派遣する土)	地調査の役人)の立て	√指否=∞	の権も要求

荘園の増加・公田の減少

国司による国免荘の増加や、荘園領主や在地領主による公田の荘園化

→朝廷は、36_____を発して、37不法な荘園や新規荘園を禁止

<例>38延喜の荘園整理令[902] 寛徳の荘園整理令[1045]

→不徹底…39政権担当者の藤原摂関家が最大級の荘園領主

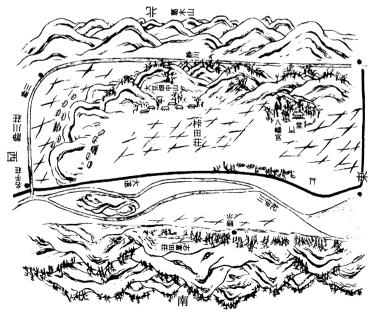
ただし、荘園の過剰な増加は彼らにとっても44俸給の減少を招くため、荘園の増加は

一定の範囲内(1割程度)にとどまった ※摂関家の収入は荘園よりも高位高官からの俸給と成功

正誤問題練習 誤文を一つ選べ。

〈大学入試センター2005年A追試験〉

- ① 荘域内には信仰・宗教にかかわる施設がある。
- ② 黒い丸印は、いずれも雑漑用水の取り入れ口を示している。
- ③ 荘域の南部に「紀伊川」, 北部から 西部にかけて「静川」が流れている。
- ④ 荘域内の北部にある山のすそ、およ び東西に走る道沿いに民家がある。



紀伊国桛田荘絵図(模写図。一部改めたところがある。)